

子供を性犯罪・性暴力の 加害者・被害者・傍観者にしないための 「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育調査官
森本 晋也



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

子供の性被害にかかる現状

警察庁によると、令和3年における**児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数**はそれぞれ2,969件、1,989人、1,458人で、いずれも増加傾向。

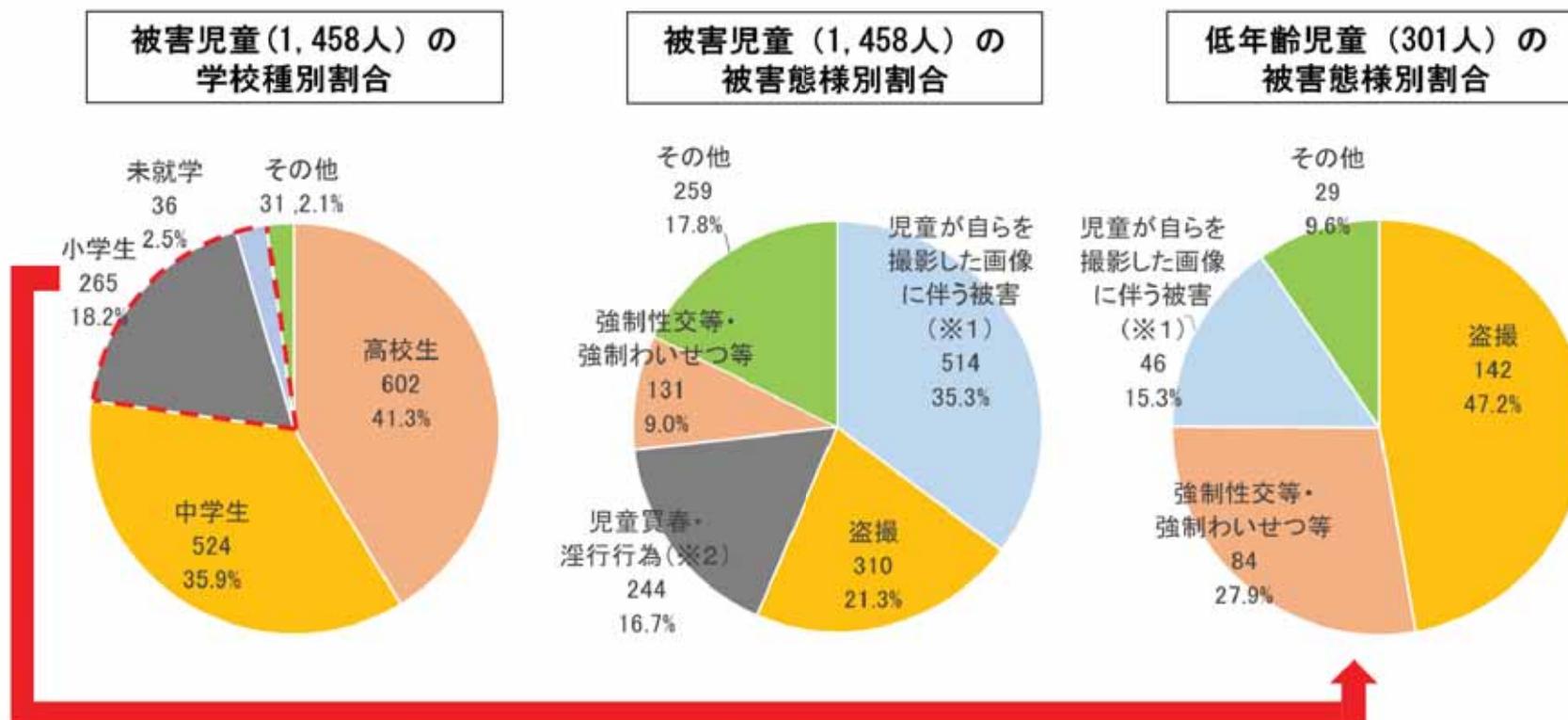


子供の性被害にかかる現状

警察庁によると令和3年における児童ポルノ事犯の被害児童の学校種別割合では、高校生が最多となった。

被害児童の被害態様別割合では、児童等が自らを撮影した画像に伴う被害が最多で、全体の35.3%を占める。

低年齢児童の被害態様別では、盗撮が全体の47.2%を占める。



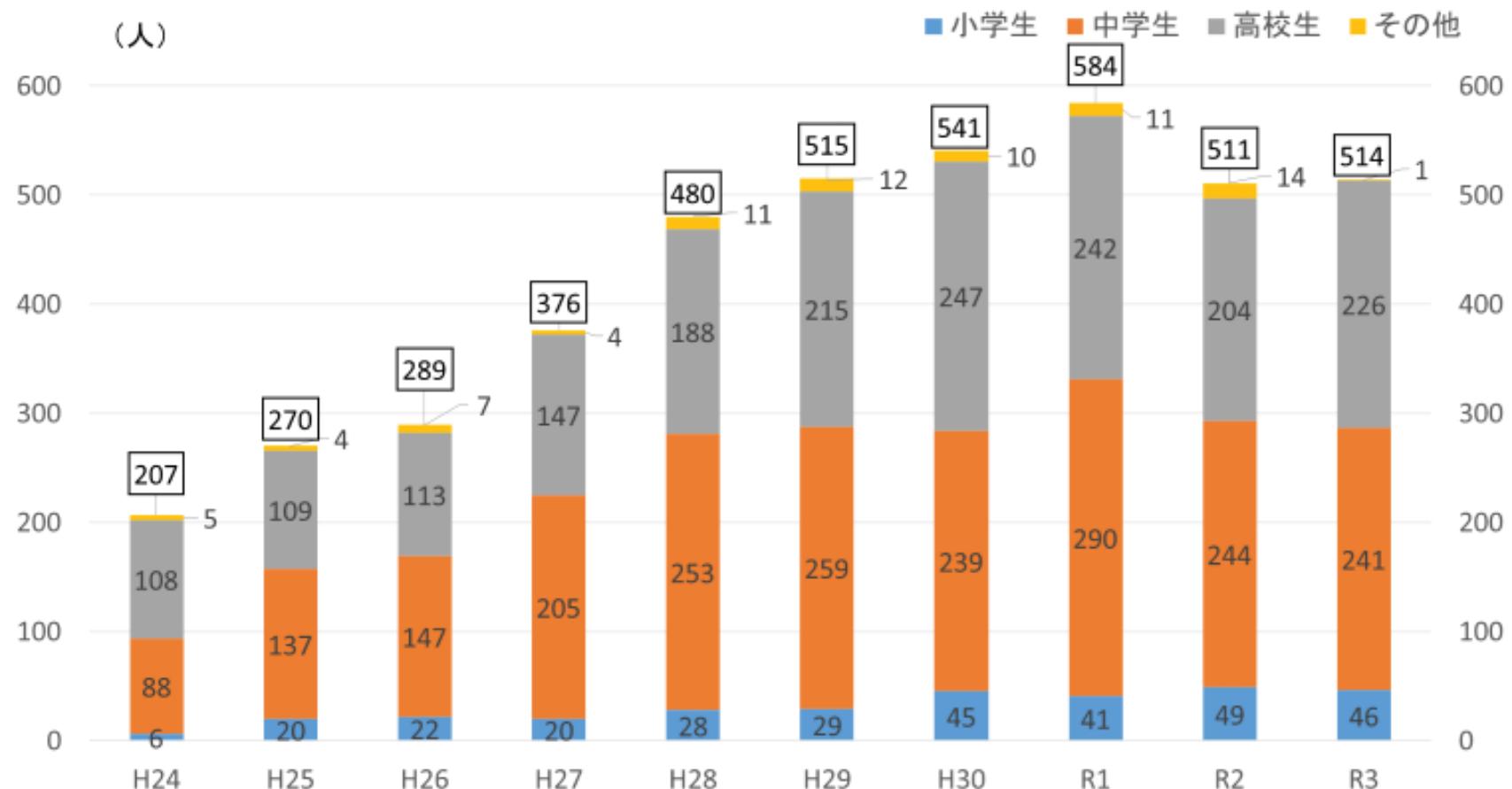
※1 「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる形態の被害をいう。

※2 「淫行行為」は、「青少年保護育成条例(淫行行為)」をいう。

構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

子供の性被害にかかる現状

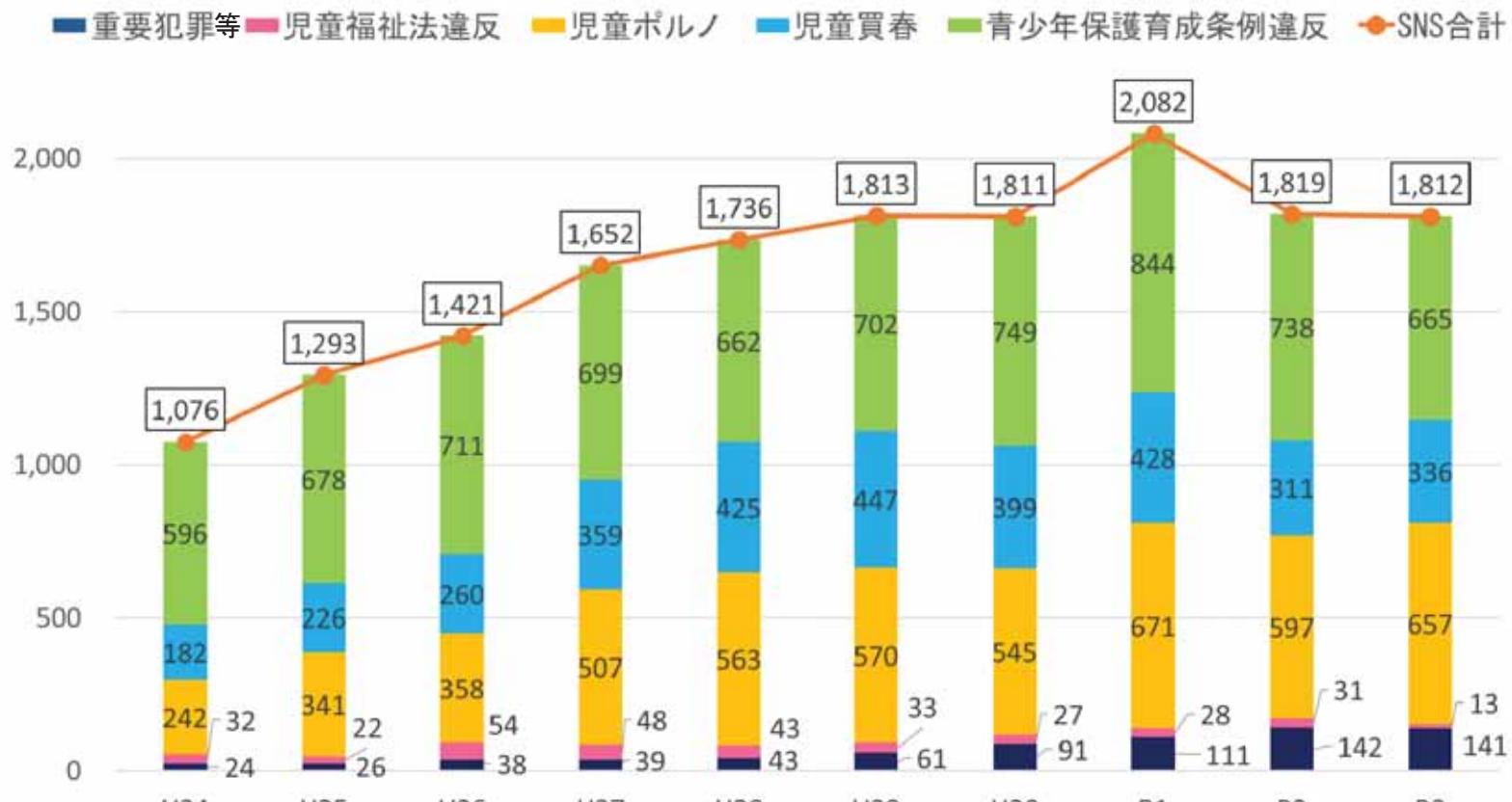
警察庁によると令和3年中に「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童は514人と、前年から横ばい。小学生及び中学生は前年比で減少したものの、高校生は前年比で増加(+22人)。児童の学校種別の割合では、全体の46.9%を占める中学生が最多で、高校生を含めると90.9%を占める。



※構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

子供の性被害にかかる現状

警察庁によると令和3年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,812人であり、前年からは0.4%減少したもののおおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移している。



※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

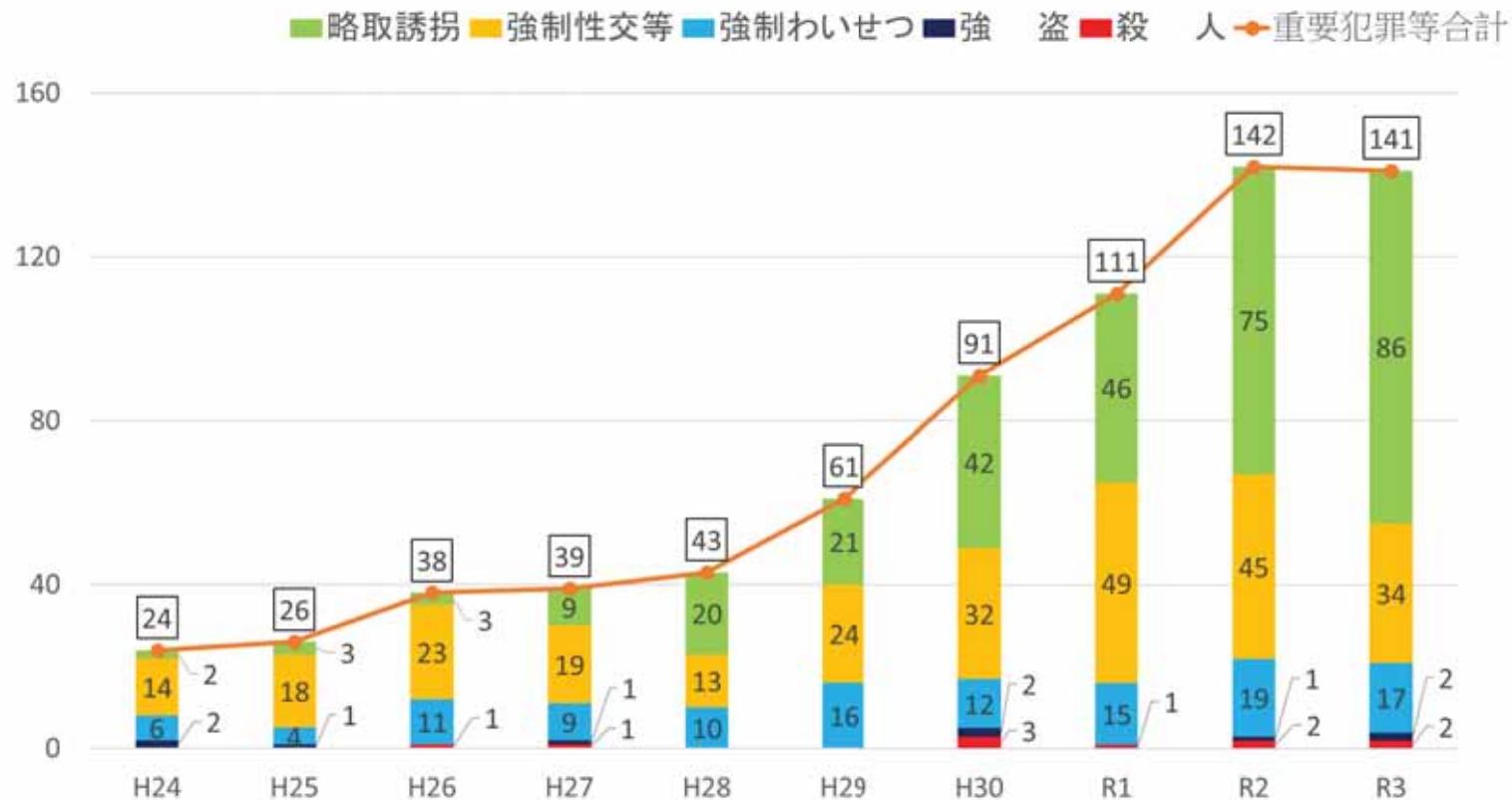
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反・児童買春・児童ポルノ禁止法違反・青少年保護育成条例違反、

重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

子供の性被害にかかる現状

警察庁によると令和3年におけるSNSに起因する事犯のうち、重要犯罪等の被害児童数は、141人であり、前年とおおむね横ばい状態であるが、略取誘拐は前年比14.7%増加している。



※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

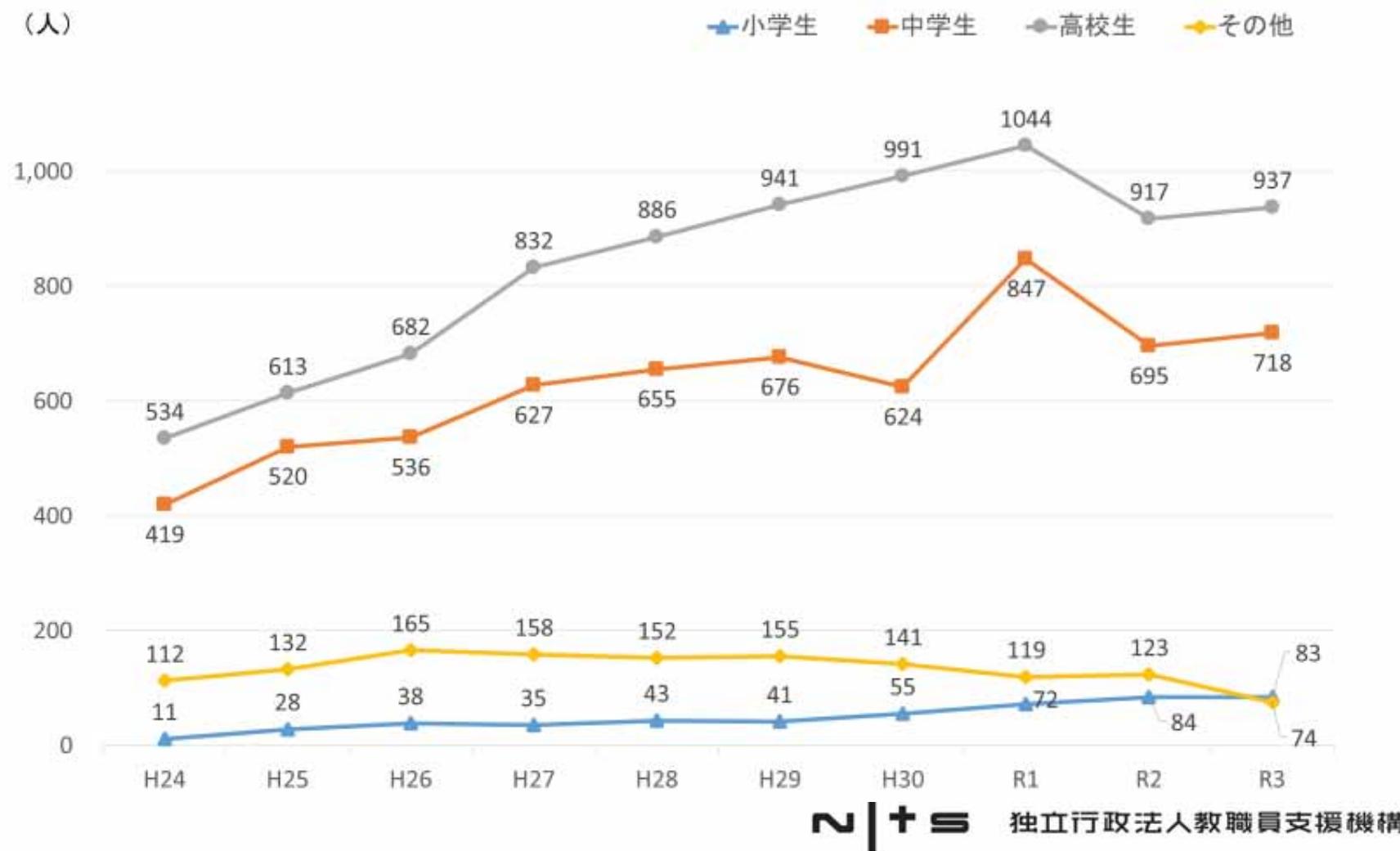
※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、

重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

子供の性被害にかかる現状

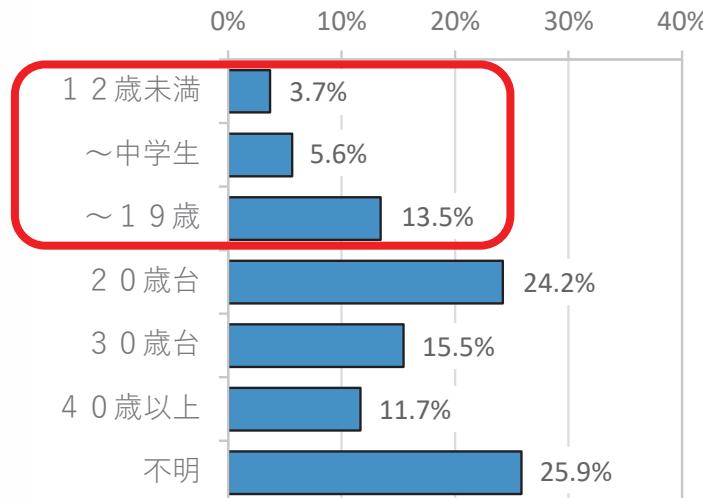
警察庁によると、令和3年のSNSに起因する事犯の被害児童を学校種別でみると、高校生、中学生ともに前年比で増加しており、高校生と中学生で全体の91.3%を占めている。



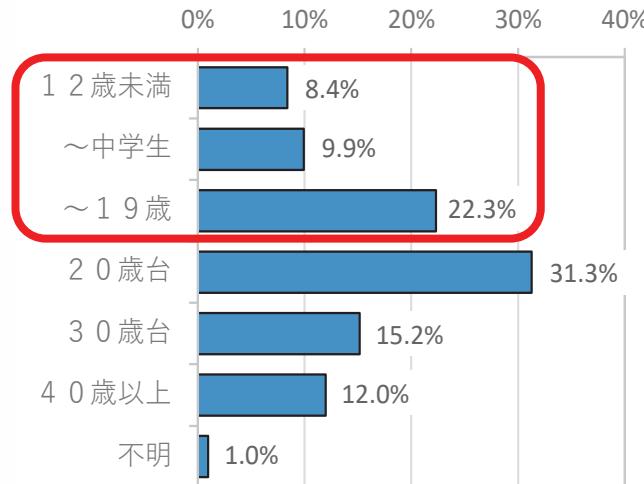
子供の性被害にかかる現状

内閣府が令和2年度に実施した「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書によると、被害者の年齢は、19歳以下の被害者が電話相談では2割強、面談では約4割を占めている。

電話相談 (n=2,572)



面談 (n=726)

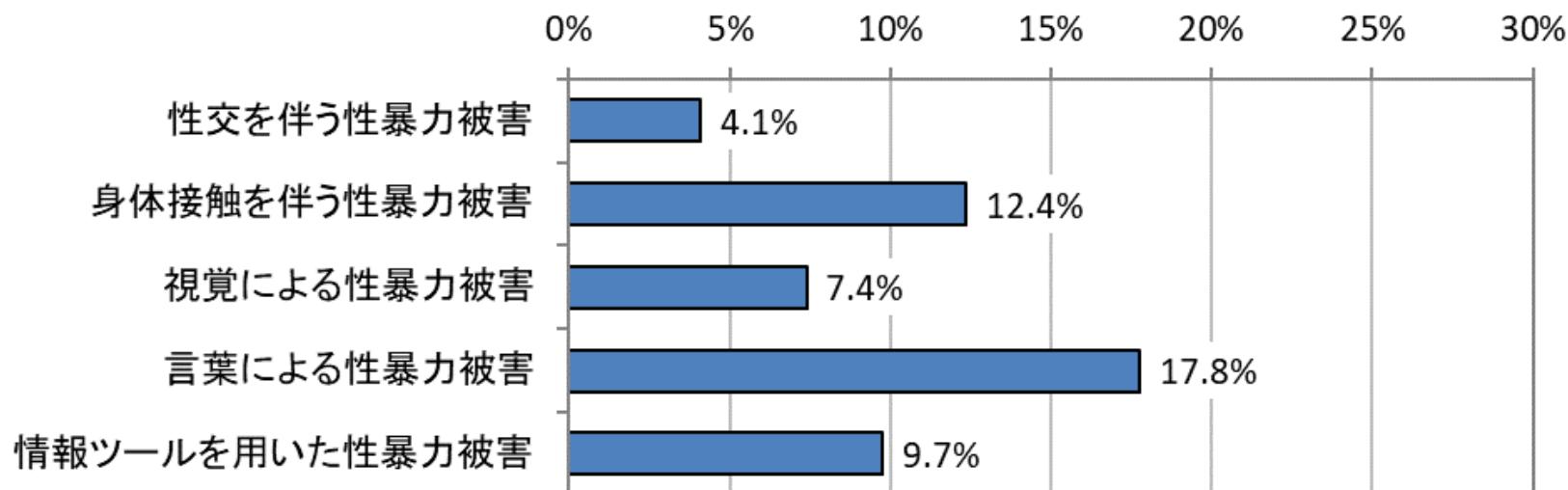


【資料出所】内閣府男女共同参画局「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和2年3月）

子供の性被害にかかる現状

- 内閣府が令和4年に実施した「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート」報告書によると、若年層（16～24歳）の約4人に1人が何らかの性暴力被害にあったことがあると回答した。
- 性暴力被害の分類別にみると、言葉による性暴力被害が17.8%と最も高く、次いで身体接触を伴う性暴力被害が12.4%、情報ツールを用いた性暴力被害が9.7%と続く。性交を伴う性暴力被害は4.1%となっている。

性暴力被害 5 分類への遭遇率（1 次配信分、n=6,224:複数回答）



※遭遇率においては、人口分布を考慮した1次配信分の結果（回答数6,224人）のみを活用する。なお、本結果は、1次配信調査の回収率が全体で2.82%であることから、母集団の特性を反映する疫学的なデータとは言えず任意の回答者（＝積極的に回答した方）の回答内容に基づいた結果であり、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意されたい。

子供の性被害にかかる現状

- 性犯罪・性暴力は、被害者の人としての尊厳を傷付け、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることが多い。
レイプ被害者の半数程度が P T S D の症状を抱えるとも言われており、日常生活に深刻な影響を及ぼす。
- 加害者の7～8割が顔見知りであるとの調査結果もあり、特に子供は、親、祖父母やきょうだい等の親族や、教師・コーチ、施設職員等、自分の生活を支えている人や友好的だと思っている人からの被害を受けることや、被害が継続することも多いところ、このような相手からの被害や、継続的な性被害を受けている最中である場合には、被害を他人には言えない状況がある。
- 子供のうちは性被害だと気が付かず、年齢を重ねていくうちに気が付き、被害後、時間が経過してから心理的に大きな傷を受ける場合がある。

子供の性被害にかかる現状

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定

刑法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

- 「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- 児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

- 専門的プログラムの拡充の検討 ○出所者情報の地方公共団体への提供
- 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討

被害申告・相談をしやすい環境の整備

- 被害届の即時受理の徹底 ○二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修）
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討
 - ・SNS相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討
 - ・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

- ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- 中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携）
- 障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 生命（いのち）を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育
 - ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等
- 学校等の相談対応体制の強化
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し）
- 社会啓発（4月を若年層の性暴力被害予防月間など）

方針の確実な実行

- R2.7月に具体的な工程 ○毎年4月にフォローアップ ○性暴力の実態把握

「生命（いのち）の安全教育」とは

- 生命（いのち）を大切にし、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないための教育
- 具体的には、以下の取組を推進
 - ・生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解する
 - ・生命（いのち）を大切にする考え方や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける

- 文部科学省では、内閣府と連携し、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」の教材、動画及び指導の手引き等を作成し、文部科学省ホームページに掲載

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



「生命（いのち）の安全教育」とは

- 「生命（いのち）の安全教育」の教材は、
 - ・児童生徒等の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、体育科、保健体育科や特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じた活用が可能
 - ・文部科学省ホームページにてパワーポイント形式でダウンロードが可能
 - ・教材の内容については、各学校や地域の状況等に応じて適宜内容の加除や改変を行った上での使用も可能
- 各段階に応じたねらいや授業展開例、児童生徒等から相談を受けた場合の対応のポイントや相談機関の連絡先、指導上の配慮事項、保護者への対応等を示した、指導の手引きも併せて作成。
- 特別支援教育においては、主に小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。指導の手引きには、障害のある児童生徒への指導方法の工夫について記載。
- これらにより、児童生徒等の実態や、地域の実情に応じて、段階的に教育の現場に取り入れられるよう取組を推進

「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項

- すでに性暴力被害を受けている児童生徒等がいる可能性があることを意識した上で、授業を行う必要がある。授業の中で、二次被害を受けることのないよう配慮が必要である。
- 性暴力被害に遭ったもしくは遭っている児童生徒等がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる児童生徒等がいれば、授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、児童生徒等の様子を見て適宜フォローする。
- 過去に性暴力に遭った児童生徒等がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。
- 授業後に児童生徒等からの相談があった場合のフォローアップについて、校内の関係者（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、管理職等）で情報共有を行っておく。

幼児期

ねらい

- 自分の体は自分だけのものであり、大切にする。自分の体と同様に、相手の体も大切にする。
- 自分だけの大切なところ（「水着で隠れる部分」等）は、見せたり、触らせたりしてはいけないことを意識する。相手の大切なところも、見たり、触ったりしてはいけないことを意識する。
- 自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を身に付ける。

教材例



じぶんのからだは
じぶんだけのもので
とってもだいじなんだよ



みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



いろんなひとに
みせるところ
じゃないんだね！

くち・かお もだいじだよ！



小学校 低・中学年

ねらい

- 自分の体も他の人の体も大切であることを理解できるようにする。
- 自分と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を理解できるようにするとともに、大切なところを守るルールを理解できるようにする。
- 自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになる場面について考え、このような場面が起こったときの対応方法を身に付けることができるようとする。
- 自分と他の人を大切にする態度を養う。

教材例



じぶんだけのたいせつなところを
さわられていやなきもちになったら、
「いやだ！」といおう。にげよう。
あんしんできる大人におはなししよう。



小学校 高学年

ねらい

- 自己と他の人の大切なところ（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できるようにする。
- 心と体には距離感があるという認識を身に付け、他の人の気持ちを尊重した意思決定と行動選択ができるようにする。
- 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようとする。
- SNSで見えない相手とつながることの危険について考え、安全な意思決定と行動選択ができるようとする。
- お互いの気持ちを尊重し、よりよい人間関係を構築しようとする態度を養う。

教材例

人とのきより感って何だろう？

体のきより感

自分の体は自分のものだから、自分とほかの人とのきよりは自分で決めていい



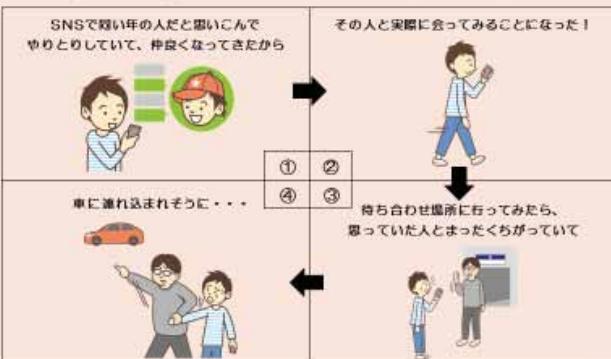
心のきより感

自分の気持ちや考え方方は自分のものだから、どんな気持ちをもって、どんな考え方をするのかは自分で決めていい



SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は本当に信らいしていい人なのかな？



独立行政法人教職員支援機構

中学校

ねらい

- 心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようとする。
- 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようとする。
- 性暴力の例や背景を理解し、デート DV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようとする。
- お互いの気持ちを尊重し、よりよい（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。

教材例

自分と相手を守るもの ～距離感ってなに？～

自分の心や体は自分だけのものです。他人との距離は自分自身で決めることができます。自分と相手を守るときに距離感が役立ちます。

体の距離感
心地よい距離は人によって違います。近寄られるのをいやがる人もいます。

心の距離感
どんなに仲のよい相手でも、いつも自分と同じ気持ちではありません。相手の気持ちを大切にし、自分の気持ちも大切にしましょう。

あなたが相手と接するときに心地よいと感じる距離を考えてみましょう。
①家族 ②友達 ③知らない人

僕はAだと思う 私はBだと思う

違う考え方の人もいるんだね

ひとりで抱え込まずに話してみよう 相談先

もし、性暴力にあってしまったら、友達が性暴力にあったら、性暴力を自撃したら、ひとりで抱え込まないで、だれかに話してみましょう。もし、周りの人に話せないときは、あなたを助けてくれるところがあります。

信頼できる人に話そう

- 担任の先生、養護の先生、スクールカウンセラー
- 保護者、そのほかの身近な人 など

あなたを助けてくれるところ

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通相談専用番号）
はやくワンストップ #8891

性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通相談専用番号）
はーとさん #8103

※赤枠の相談先のスライドについては、配布資料としても活用可能。
高校用の教材についても同様。

高校

ねらい

- 心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。
- 距離感が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようになる。
- 性暴力の例、背景、現状のデータを理解し、デート DV、SNS で見えない相手とつながることの危険性、セクシュアルハラスメント、JK ビジネスについて考え、安全な意思決定ができるようになる。
- 二次被害の例や背景を理解し、被害者の気持ちを尊重して、二次被害が起きないための発言や行動ができるようになる。
- お互いの気持ちを尊重し、よりよい（望ましい）人間関係を構築しようとする態度を養う。

教材例

性暴力の例【セクシュアルハラスメント】

セクシュアルハラスメントとは、性的な発言や行為によって、相手を不快な気持ちにさせたり、相手を傷つけることをいいます。

どんなことがセクシュアルハラスメントになるの？



- 発言や行為をした本人にはそのような意図がなくても、相手が不快に感じればセクシュアルハラスメントになります。
- 異性間だけでなく同性間でも起こります。

10

二次被害が起きないためには

二次被害とは、性暴力にあった人が周りの人の理解のない言動で心や体がさらに傷つけられることをいいます。二次被害が起る理由のひとつに、性暴力についての誤った認識があげられます。

二次被害の例

- 被害当時の被害者の行動を非難する
- 自分の価値観を被害者に押し付ける
- 興味本位で事件の話を聞き出そうとする
- 知り合いに被害者のうわさ話をする

どうして反抗しなかったのか?
たいしたことじゃないよ
早く忘れてやり直しましょう
男は被害にあうはずがない

正しい知識を持とう

- 悪いのは加害者
- 抵抗しなかったのではなく、抵抗できなかった
- 被害にあったことは忘れたくても忘れられない
- 性別、年齢、職業関係なく性暴力は起こる

14

高校卒業前、大学、一般（啓発資料）

概要

- 性暴力が起こる背景や、現状のデータ、具体的な事例を通して、性暴力について正しく理解できるようにする。
- 性暴力の被害に遭いそうになったとき、もしくは被害に遭ったときに取るべき行動を理解し、適切に対応できるようにする。
- 性暴力の加害者・傍観者にならないようにするために、性暴力は決して許されないものであることを理解し、適切な意思決定ができるようにする。

教材例

● 性暴力とは

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、自分で決めることができます。望まない性的な行為は、すべて性暴力にあたります。

あなたや周りの人は、自分の心と体を尊重される権利を持っています。性暴力は、その権利を著しく侵害するものです。

被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。

性暴力は決して許されないものであり、被害者は悪くありません。
※性暴力は、刑法の処罰の対象となり得ます。

どのような性暴力があるの？（例）

同意のない性的な行為

■ 同意のない状態でのボディタッチ、キス、性交等

■ 痴漢

セクシュアルハラスメント (他人を不快にさせる性的な言動)

- じろじろ見られて嫌だな
- しつこくデートに誘われる
- 肩を揉まれたけど嫌だな
- 性的なからかいを受けて嫌だな

アダルトビデオ（AV）への出演強要等の性産業への望まない従事

■ アルコールや、レイブドラッグ等の薬物を使用した性暴力

■ SNS等を通じた性被害

● 身近でこのような被害が起きています

- 恋入から無理やり性交をさせられた。また、コンドームをつけてお願いしたが断られた。
- 誘いを受けて知り合いの自宅を訪れたところ、無理やり性交された。

相手が配偶者や恋人であっても、家に来てくれたとしても、性的な行為に同意がなければ性暴力です。また、過度に協力しないことも性暴力にあたります。

- 大学の指導教官から「卒論の個別指導をしてあげる」と自宅に呼ばれ、無理やりキスをされそうになった。
- 入社を希望する企業の社員と食事した後に、無理やり抱きしめられて「選考に有利になるから」とホテルに連れていかれた。

対等な関係でない人との間で、性暴力が起きやすいです。
就職活動中に性暴力を受ける場合もあります。

- ほかにもこのような被害が…
繁華街を歩いていたら「モデルになりませんか？」とスカウトされて事務所と契約。
撮影現場に行くとAVへの出演を強要され。断ろうとしたら「契約違反となる。違約金が必要」等と脅され、無理やり出演させられた。

- サークルの飲み会で、大量のお酒を無理に飲まされて意識を失い、起きたら裸にさせられていて体を触られていた。
- 飲み物を飲んだら急に眠くなって意識を失い、気が付いたら性交の途中だった。

飲み物や食べ物に睡眠薬等を混ぜて意識を失わせたり、アルコールで酩酊状態にさせたりして、防衛できない状態で性交する等の被害が起きています。

- 飲み会で周りにたくさん人がいる中で、先輩から性的な経験について何處も聞かれ、嫌な気分になった。
- 男性同士で集団でお酒を飲んでいたところ、無理やり性器を触られた。

学校や職場等でセクシュアルハラスメント等が起きています。また、男性が集団内で性暴力を受ける場合や、男性が配偶者や恋人、知り合い等から性暴力を受ける場合があります。

街中のスカウトや、インターネット上でモデル応募等をきっかけに、AVへの出演を強要される被害が起きています。男性が被害に遭うこともあります。本人の意に反して出演を強要することは、精神的・肉体的苦痛をもたらす深刻な人権侵害です。被害に遭った場合は、迷わず警察や専門機関等に相談しましょう。

嫌だと思ったら嫌だと言うことができます。その場から逃げたり、信頼できる人や専門機関に相談したりすることもできます。

独立行政法人教職員支援機構

「生命（いのち）の安全教育」推進事業

概要

- 文部科学省では、令和3年度から、「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用したモデル事業を実施（令和3年度は、全国13か所に委託し、計49校で事業を展開）
- 令和4年度も、全国の教育委員会等に委託し、引き続きモデル事業を実施
- 本事業を通じて収集した各学校等の指導事例を事例集としてとりまとめる予定

実践校における授業風景等



おわりに

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、
その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、
その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。
- 子供たちが、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない
よう、関係機関とも連携しつつ、学校教育がより大きな役割を果
たしていくことが重要。
- 令和4年3月に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」
においても、関連する教科等における指導内容との関連を意識しながら
学校安全計画に位置付けることが推奨されています。
- 「生命（いのち）の安全教育」の最新情報は、
文部科学省ホームページをチェック！
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

